興居島（由良・泊）地区タウンミーティングでいただいた意見等と市の回答

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆ | 項　目 | 意　見　の　内　容 | 対応可能性と対応時期 | 対応策または不可能な理由等 | 担当課 |
| 1 | 広報 | 支所の広報活動を充実してほしい | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 広報委員制度に代わり､地域協働活動応援事業を新たに立ち上げ、町内会活動等の円滑な運営や、広報・防犯・防災・福祉活動など、住民が相互扶助のもと行う身近な地域協働活動を支援していきます。興居島では興居島各町連絡協議会がこの活動の受け皿となり、興居島支所が協議会の活動について、可能な限り支援を行っていきます。また、市からの必要な連絡事項については、興居島支所からこの協議会を通じて各町内会長へお伝えし、住民の皆さんに広報されるようになります。支所は、行政の窓口ですので、市政について確認したい事項がございましたらお気軽にお問い合わせいただければと思います。 | 市民参画まちづくり課余吾　雄一948-6963タウンミーティング課大木　隆史948-6383 |
| 2 | 高齢者福祉 | 独居高齢者の定期的な訪問をお願いしたい。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | ６５歳以上の独居高齢者が安心して暮らせるよう、独居高齢者みまもり員が、定期的に声かけ訪問等による安否確認を行っています。平成２６年３月末時点の興居島地区(由良・泊)のみまもり員数は８人、独居高齢者訪問世帯は１６１世帯です。みまもり員の訪問を希望される場合は、地区の民生委員へ連絡をしていただきますようお願いします。 | 高齢福祉課渡部　通子948-6408 |
| 3 | 離島航路 | フェリーの運営について助成をお願いしたい。海上タクシーについても助成をお願いしたい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 松山市では、離島航路や生活交通バス路線などの定期運行路線に対し、赤字額の一部を補助しています。この赤字補助には、市民の皆さんの貴重な税金が使われることから、公共性や公平性といった視点が重要だと考えています。興居島のフェリーについては、港湾使用料を減免するなど、航路事業者の経営の安定化を図っています。引き続き、島民の方が安心して利用できるよう、航路事業者の経営状況の把握に努めるとともに、補助については、適宜、国・県と協議を行っていきたいと考えています。海上タクシーについては、市内の陸上のタクシーに運営助成を行っていないことから、公費による支援は難しいと考えています。また、昨年興居島が離島振興の対策地域に指定されたことで、次のサービスが新たに受けられるようになっています。・通勤通学者のフェリー定期券への助成・各種介護サービス受給者への航路運賃補助・がん検診や子どもの健診のための航路運賃補助・障がい者の方が車両を利用して乗船する際の航路運賃補助・廃車にする際の航路運賃補助 | 総合交通課松田　博948-6846 |
| 4 | 交通 | 島内のタクシーがなくなった。通学バスを島民の足として利用できないか。ＰＴＡ活動に通学バスを利用できないか。公民館の体育祭の時の高齢者の移動手段として、通学バスを利用できないか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 地域内の移動について現状を把握するため、市や各町連絡協議会、地区社会福祉協議会等が協力し、今年（平成２６年）２月、島内の皆さんを対象に「島内の移動手段に関するアンケート調査」を行いました。皆さんのご意見が、地域負担があっても移動手段が必要であるという結果でしたので、今後、島内の移動手段導入（過疎地有償運送）のため、皆さんと一緒に課題を整理し、移動手段確保の実現に努めていきたいと思います。通学用バスは、通学時のほか、児童生徒の教育活動のために利用しています。現在、参観日での保護者の利用については、弾力的な運用として貸し出しています。　また、体育祭では、児童生徒も参加するため、このバスを利用しています。高齢者の利用についても社会教育活動である公民館事業でもあることや、島嶼部という地域性を考慮し、検討させていただきます。具体的な内容を地域学習振興課へご相談いただければと思います。　 | 総合交通課松田　博948-6846学校教育課豊島　政一948-6591地域学習振興課石原　英明948-6918 |
| 5 | 離島航路 | 航路運賃助成制度の手続きを簡素化できないか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 手続きの簡素化については、必要最低限の記入と書類の添付にさせていただいています。公金の支出なのでこれ以上簡素化することは難しいと考えています。受付時（支所窓口）には、高齢者の方に配慮した対応をしていますので、手続きにご不明な点があればお気軽にご相談ください。また、妊婦健診事業につきましては、妊婦届の受理確認を行なった上で、運賃相当分の回数券をお渡ししています。 | 医事薬事課高畠　修平911-1804 |
| 6 | 離島振興 | 単なるイベントではなく、高齢者も一緒に参加できる取り組みをすれば、活性化になるのではないか。 | ■可　能□対応済□今年度中■次年度以降□検討中□不可能□その他 | 定住の促進に向けた体験滞在型交流施設の整備に取り組むとともに、地元の方と入居された方の交流を促進するため、受け入れ組織の立ち上げを計画しています。こうした受け入れ組織のメンバーに高齢者の方々もご参画いただき、入居者に対して営農指導を行うことで謝金が支払われるなどのメリットややりがいのある仕組みを作っていきたいと考えています。 | 坂の上の雲まちづくり担当部長付石本　誠948-6816 |
| 7 | 安全安心 | 旧由良小学校、旧泊小学校の体育館を耐震化してほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 両体育館については、廃校後、地域に開放していますが、今後、地域での利用状況等を見ながら、体育館の維持管理のしかたを検討したいと考えています。 | 学習施設課宇都宮　和史948-6585 |
| 8 | 離島航路 | 最終電車に接続するフェリーの運航を働きかけてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | フェリーの増便等につきましては、運行経費や安全性等の問題から、航路事業者や国との協議・調整が必要となります。ご要望の内容は、航路事業者にお伝えしましたが、実現には、地域の需要等を把握することが重要ですので、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。 | 総合交通課松田　博948-6846 |
| 9 | 離島振興 | しまのわ２０１４で十七夜のお祭り計画しており、毎年の行事にしたいと考えている。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 「しまのわ２０１４」のＰＲについては、ガイドブックやホームページのほか、市の広報紙やテレビなどで積極的に行っています。「しまのわ２０１４」の地域の皆さんのイベントが、これからも継続していけるよう、関係団体と連携しながら支援を行っていきたいと考えています。町内会等のコミュニティ支援や活用できる補助金制度などを市民参画まちづくり課で受け付けていますのでご相談ください。 | 坂の上の雲まちづくり担当部長付石本　誠948-6816市民参画まちづくり課　余吾　雄一948-6963 |
| 10 | ごみ問題 | 門田町の墓地のごみを公園のごみと一緒に回収してほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降■検討中□不可能□その他 | 今後、関係課（生活衛生課、環境部）が詳しい地元要望を聞きながら協議していきたいと考えています。 | 生活衛生課戒田　圭三911-1863 |
| 11 | 子育て支援 | 興居島の子育て環境の整備をお願いしたい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降■検討中□不可能□その他 | 平成２７年４月から子ども・子育て支援の制度が新しくなり、保育ニーズはもちろん、将来人口も考慮し、地域の実情に応じた施設等の整備を検討します。また、新制度では、利用定員が６～１９人の小規模保育や５人以下の家庭的保育の各事業もありますので、今後も興居島で保育サービスが継続できるよう、検討したいと考えています。 | 保育・幼稚園課横山　憲948-6872 |
| 12 | ごみ問題 | ごみの回収時間を少し遅くしてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 松山市のごみ集積場所は、現在、可燃ごみと資源ごみの集積場所を合わせると約20,000箇所あり、収集車は複数地区に及ぶ広範囲を走行しています。こうした中、ごみ収集作業は、安全確保を第一に、必要最低限の人員と車両で行える最も効率的な運用を考えて、ルート等の設定を行っています。今後もできるだけ短時間で収集が行えるよう、努めていきます。 | 清掃課田岡　伸一921-5516 |
| 13 | 農業振興 | 土地の流動化を高め利用促進を図るため、現況に応じた取り扱いをお願いしたい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 農林水産課では、経営基盤強化法に基づき、農地の利用権設定、農地の貸し借りや所有権移転の嘱託登記を行っています。しかし、農地以外は、法に定めがないため、現況に応じた取扱いはできないものとなっていますので、本制度をご利用される際は、法務局に登記変更の届けをお願いいたします。農地の権利移動に伴う農地法第３条許可については、農地の効率的な利用が確実な場合のみ許可となります。また、農地の転用については、当地区の農地は、ほとんどが農振法の農用地区域となっています。農林水産課で農用地除外の手続き等ができない場合は、原則として許可とならないので、ご理解ください。 | 農林水産課丹生谷　和敬948-6566農業委員会藤久　壽基948-6627 |